

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査事業				担当部局庁		消費・安全局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度				担当課室		農産安全管理課		農産安全管理課長 朝倉 健司		
会計区分	一般会計				施策名		①食の安全と消費者の信頼の確保				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		・東日本大震災復興構想会議提言(H23.6.25) ・東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29) ・我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言(H23.8.2)				
事業の目的	本年3月の福島第一原子力発電所事故を受け、①放射性物質が降下した地域等における農地土壌等の放射性物質による影響の実態調査、②食品衛生法に基づく暫定規制値を超える農畜産物の流通防止のための農畜産物の放射性物質濃度の調査を実施する必要。										
事業概要	都県の協力により採取した農畜産物及び農地土壌等のサンプル試料について、本省において分析機関に分析を依頼。(事務費)										
実施方法	■直接実施 □業務委託等 □補助 □貸付 □その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		207		—		364		570		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(年度)						
	農畜産物及び農地土壌等中の放射性物質濃度の測定結果を踏まえた都道府県の的確な取組を支援する。本事業は災害関連事業であることから定量的な目標は定めていない。		—	—	—		福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が見られた地域等における農畜産物及び農地土壌等における放射性物質の濃度を測定・把握する。		件	(20,699) 13,499	
単位当たりコスト	(23年度1次補正 28,690(円/件)) 26,950(円/件)				算出根拠		(23年度1次補正 206,568,000円÷180日÷40検体) 363,798,000円÷(20,699件－7,200件)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「東日本大震災からの復興の基本方針」29頁に「②安全対策・健康管理対策等」で「(i) 食品中の放射性物質に係る安全対策について、中長期的な観点を踏まえ、規制値の再検討を行うとともに、各自治体が行う検査の支援、長期的なフォローアップなどのための体制整備を行う。」及び「(iv) 農畜産物の安全を確保するため、肥料・飼料等の適切な管理の徹底、畜産農家・耕種農家に対する情報提供や技術指導などその対策に万全を期す。」とあり、整合性は取れている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						福島県知事、宮城県知事をはじめ各県から、現在、県が実施している県内産農林水産物の放射性物質検査に係る経費(測定機の購入、委託での測定経費等)について対応した分も含め、その経費のすべてを国が負担する旨の内容の要望、意見書が提出されている。また、8月3及び4日に衆・参両院の農林水産委員会において、①消費者の信頼回復に向けた安全管理対策の確立のために、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援の実施、②今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査の実施、③農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題のない農産物の生産を確保するため早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定し、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にする等の内容の「原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議」が行われた。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						当該事業は科学的知見を蓄積し、その結果を今後の農畜産業における的確な取組を進めていくことを目的としているものである。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						1号補正の土壌等の放射性物質緊急実態調査事業では、既に民間の分析機関と単価契約を締結していることから経費の効率性についての検証は行われた。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						都県等の協力を得て測定対象試料のサンプリングを行い、当該サンプル試料を国において民間の分析機関に測定を依頼。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						各都県が策定する検査(調査)計画に基づき実施。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						1号補正の土壌等の放射性物質緊急実態調査事業については、既に民間の分析機関と単価契約を締結して実施していることから、迅速な着手・執行は可能。					